

社会福祉 あきた

NO.
368
2023.1.20



P2 令和5年 新年挨拶

「きらっと支え合い事業」
写真提供：(福) 仙北市社会福祉協議会
(詳しくはP12へ)

特集

P3 地域福祉推進委員会活動報告

P5 福祉サービス第三者評価
令和5年度分受付期間設定のお知らせ

P6 返還免除がある貸付制度のご案内

P8 設立70周年令和4年度秋田県社会福祉大会を開催

P9 “職場紹介リレー”
特別養護老人ホームはなみずき(大館市)

P10 皆様の善意

P12 社協のいま“仙北市社会福祉協議会”



ふれあいネットワーク

社会福祉
法 人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

令和5年
新年挨拶

社会福祉法人
秋田県社会福祉協議会
会長 佐藤 博身

年頭に当たり、福祉関係者の皆様には新年の御挨拶を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、発生から3年を経過しているにも拘わらずいまだ収束の気配を見せず、現在は、第8波の中にあると言われておりますが、本県では高齢県であるためか死亡者の減少という傾向は見られない中であって、全国レベルではウイルスの毒性が弱まって来ているということ、ウィズコロナに軸足を置いた施策に移行しつつあります。

国では、コロナ感染による収入の減少や失業等により生活に困窮している世帯の急増に対処するため、令和2年3月から緊急措置として、社会福祉協議会で実施している生活福祉資金に新たに無利子の特例貸付制度を設けたところであります。国のコロナ対策の流れの中で、この資金は、10回にわたる期間延長の後、令和4年9月に受付終了になりました。この資金に係る新たな事務の急増のために市町村協会の皆様には大変な御苦労をお掛けしたと思っておりますが、改めてお礼申し上げます。

この資金は、全県で約4000件、10億

5000万円という実績となりましたが、当然のことながら県社協としては未経験の膨大な件数、金額の債権を抱えることとなりますので、今後長期にわたり償還指導や生活支援を行う体制整備を図ることが必要となります。

この資金は制度化が急がれたため、減免措置や総合的な生活支援の中での位置づけが不明確のまま走り出しましたが、最近、その対応が徐々に明らかになって来ております。

先ず、償還免除についてであります。令和4年度は12月末までに約4割の方が免除決定され、私としては、その割合が予想したよりも多く、判別が羈束的にできるものであり、事務負担上ある意味で安堵しているところであります。

一方、残る60%について債権管理上不安がないわけがなく、この貸付金の性質上期限が来たので簡単に『ハイ償還』などと言えるものはほとんどないのではないでしょう。

就職活動中であつた方、失職してしまつた方、病気療養中の方その他直ちに償還が困難な方々が多数存在することが想像できます。そこでこのような状況にある一定の方々について償還猶予の道が示されたようであり、今後、運用のし易い、幅広い裁量処分が出来る統一的方向性が早期に示されることを期待したいと思います。また、猶予・免除の運用について、市町村社協には親身になった意見具申等を是非お願いしたいと思っております。

この度のコロナ禍は家庭だけでなく地域社会にも大きな影響を及ぼし、孤立、孤独の問題や地域の絆の弱体化などの問題を発生

させております。また、この特例貸付制度対象者以外にも生活に大きな影響を受けた方々が多数存在すると思われれます。

全社協では「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会」を設置し、種々議論をしているところであります。女性、自営業者、フリーランス、若者、学生に生活困窮者が増大している、「生活保護受給者は増加していないが、生活困窮に関する相談件数は急増している」等の分析が出ており、今後は、これら実態を踏まえた上で、コロナ禍を契機として出てきた各種の問題点について、総合的、かつ、効果的な施策の提言が出されるものと期待しております。

また、それぞれの地域において発生した各種の問題点についても、地域共生社会の実現がより一層重要になって来ているものと思ひます。

本県では従来からトータルケアの推進を目標に掲げた総合的相談支援や地域づくりの取組は、社協を中心としたネットワークとして既にかんがりの程度まで構築されているものと考えております。

本会としましては、引き続き、成年後見制度の普及や子ども応援ネットワークの充実等と合わせ、各地における地域共生社会の実現に向けた取組を支援していく考えでありますので、皆様におかれましても市町村社協及び県社協の取組について忌憚らない御意見をお寄せいただき、ともに地域福祉の推進と支え合いの社会づくりを進めてまいりたいと思ひます。

終わりになりますが、本年が皆様にとって実り多い年となりますことを祈念して、新年の御挨拶とさせていただきます。

特集

秋田県における地域生活課題の解決と地域福祉の更なる推進を目指して

秋田県地域福祉推進委員会活動報告

本会では、市町村社会福祉協議会や社会福祉関係団体、各施設種別協議会の関係者、学識経験者、報道関係者等を委員とする「秋田県地域福祉推進委員会」（以下「推進委員会」）を設置しています。

本県における地域福祉の推進と社会福祉事業の健全な発達を図るため、県民が抱える地域生活課題や、地域福祉を推進する上での課題について調査研究、情報共有などを行いながら、その解決に向けて取り組んでいます。

推進委員会の令和4年度の活動から、県・市町村への政策要望と、県からの回答について紹介します。

※地域生活課題とは？

（社会福祉法第4条第3項より）

住民及び世帯が抱える、
①福祉・介護・就労・労働・健康・医療・住まい・就業・教育に関する課題、
②日常生活における参加機会（地域活動への参加など）を妨げる社会状況をいいます。

政策要望を行う意義と経過について

推進委員会では、民間の自助努力では解決が困難な制度上の課題や、行政の支援が不可欠な事項などについて、自治体に対する政策提言や要望を通じてその課題に関する認識を共有するとともに、官民一体となって解決を図り、住民にとって、より暮らしやすい地域の実現を目指します。

令和4年3月、県内の社会福祉関係団体等を対象に、それぞれが捉えている地域生活課題について調査を行い、そこで挙げられた課題をもとに、推進委員会で令和4年度の政策要望の内容について検討しました。

その結果、次の二つの項目について政策要望を行うこととしました。

要望項目①

重層的支援体制整備事業の推進について

（市町村社会福祉協議会連絡協議会から）

◆要望の背景

令和3年4月1日、改正社会福祉法が施行され、国及び地方公共団体の責務として、制度や分野などによって区切ることなく、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供する体制の整備に努めなければならないとされました。

そして、そのために市町村が活用できる事業として「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」）が創設され、「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つを一体的に進め、各支援機関が分野や世代、「支え手」「受け手」といった関係を越えた支援を円滑に実施することを可能としました。（詳細は社会福祉あきたNo.362を参照）

秋田県も、重層事業の創設に併せて後方支援を行っており、令和4年度は4自治体が事業を実施し、さらに4自治体が移行準備事業に取り組んでいます。

一方で、県が行った調査結果では、半数以上の市町村が重層事業の実施について「検討中」、「予定なし」と回答しています。

要望のポイント

◆市町村へのきめ細かな支援

市町村社会福祉協議会は、前述の重層事業における三つの支援に
従来から取り組んできた基盤があり、県の後方支援事業とも連携しつつ、地元自治体への働きかけや調整を行っています。

県内の各地域において包括的な支援体制を構築するためには、取組の進んでいない自治体に対する重層事業への理解促進や、地元社協等との連携が必要です。

そのため、県として引き続き後方支援に注力いただくとともに、先進事例の提供や活用可能な制度の周知など、地域の実情に合わせたきめ細かな支援を行っていただくよう要望します。

◆事業を担う人材の確保

重層事業は、あらゆる分野の相談への包括的な対応など、ソーシャルワーク機能の充実が重要です。

しかし、行政・社協ともソーシャルワークを実践できる専門性の高い人材の確保が課題と捉えているところが多いことから、そうした人材を安定的に確保・配置するための財政的支援の方策を講じるよう、国に対する働きかけを要望します。

県からの回答要旨

◆市町村へのきめ細かな支援

市町村の規模や現状によって、支援の方法はそれぞれ異なるものと考えますので、市町村の実情を把握するとともに、それぞれの実情に応じた支援を検討していきます。

◆事業を担う人材の確保

県内の各地域における包括的な支援体制の構築に向けて、重層事業を進めるためには、ソーシャルワーク機能の充実が重要であると認識しています。行政・社協において、ソーシャルワークを実践できる専門職の配置について、他県等の事例を参考にしながら検討し、必要に応じて国等に要望していきます。

要項②

小地域ネットワーク活動の推進に向けた行政機関等との連携について

(秋田県社会福祉協議会から)

◆要望の背景

本県では、昭和55年から、各市町村社協が実施主体となり、関係機関・団体や地域住民の協力のもと、

日常生活に不安や心配ごとを抱える人を地域で見守り、必要に応じて支援に結びつける「小地域ネットワーク活動」(以下「小地域活動」)を展開しています。

その後、介護保険制度の施行などにより多様な福祉サービスが提供されるようになったほか、個人情報保護法の施行に伴い、支援を必要とする人の情報共有に本人同意が必要になるなど、小地域活動を取り巻く環境が大きく変わっています。

加えて、市町村合併により自治体の規模が大きくなった地域では、小地域活動自体に地域差が生じています。

小地域活動については、地域の情報や関係機関とのネットワークの基盤がある市町村社協が引き続き推進役として期待されますが、地域で支援を必要とする方の情報については、前述の状況から社協だけで把握することが難しい現状にあります。(詳細は社会福祉あきたNo.365を参照)

要望のポイント

◆要支援者把握における「避難行動要支援者名簿」の情報共有

小地域活動を円滑に推進するには、支援を必要とする方を把握することが第一歩となります。

そのため、災害対策基本法に基づき市町村が作成する「災害時要支援者名簿」を活用し、さらに社協や民生委員、町内会長等が把握している情報を併せて「支援を必要とする人の名簿」として共有することが有効と考えます。

また、名簿情報の円滑な共有のため、本人同意の例外的な取り扱いも含めた条例を制定するなどの環境を整備するよう、市町村に対して要望します。

◆既存の取組との連携

地域によっては、既存の取組として認知症高齢者徘徊発見システムや民間の見守り活動等がありますが、小地域活動の効果が一層高まるよう、こうした既存の取組との連携に向けて、関係機関で協議を行っていただくよう、市町村に対し要望します。

◆関係各所における課題の共有

県は、こうした課題についてご理解いただくとともに、支援を必要とする方が見逃されることなく支援に結びつくための在り方について、関係各所と様々な機会を捉

えた課題共有や協議を行っていただくよう要望します。

県からの回答要旨

◆関係各所における課題の共有


「避難行動要支援者名簿」については、平常時から本人同意にかかわらず名簿を提供できるようにすることが肝要であると考えています。引き続き、総合防災課と連携して、市町村に対して働きかけしていきます。

また、地域における様々な取組との連携方策についても、市町村訪問や関係会議の機会を捉え、課題の共有と必要に応じた協議を行っていきます。

この項目については、秋田市及び仙北市からも回答をいただいています。詳細はホームページをご覧ください。

推進委員会では、今後も国の動向や県内の状況に注視しながら、調査研究や行政とのパートナーシップの構築に向けた提言・政策要望を行っていきます。

要望・回答の全文はホームページでご覧いただけます。



福祉サービス第三者評価

令和5年度分受付期間設定のお知らせ

当事業は、サービス質の向上に向けた取組として、福祉施設・事業所の皆様にご活用いただいています。お申込・調査・結果報告までの一連の流れをスムーズに実施するために、来年度実施分から、申込みの受付期間を設定することとしました。

令和5年度の受審を予定している場合は、次の期間中にお申込みください。

申込みの受付期間

令和5年 **2月1日** ~ **2月28日**

受付予定件数

8件 (事業所番号単位)

※受付予定件数を超過した場合には、お断りする可能性もあります。



福祉サービス第三者
評価事業について
詳細はこちら

資料・お見積の依頼やお問い合わせ

総務企画部 総務・企画情報担当
TEL : 018-864-2740 FAX : 018-864-2702
Mail : hyoka@akitakenshakyo.or.jp

がんを含む

病気や
ケガの
備えに



医療保険

EVER
Prime

No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

●契約年齢●
0歳~
満85歳まで

※ご契約内容に
より異なります。

心配な
「がん」の
備えに



「生きる」を創る
がん保険

WINGS

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

ナカイ株式会社 秋田支店

☎0120-712-816 FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック

秋田支社

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町5-50

シティビル秋田3F

Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AFツール-2022-0287-2208011 7月26日

介護分野就職支援金

■貸付対象者

次の要件を全て満たす方

- ◇ 介護職員初任者研修等の所定の研修を修了した方
- ◇ 秋田県福祉保健人材・研修センターに予め「介護分野就職支援金利用計画書」を提出した方
- ◇ 県内の介護施設・事業所において介護職員として就職した若しくは就職することが決まっている方

■返還免除

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

- ✓ 県内の介護施設・事業所で、2年間継続して介護業務に従事した場合



**返還免除がある
貸付制度のご案内**

本会では、次のような貸付制度を実施しており、養成施設卒業後や資格取得後、定められた業務に一定期間継続して従事した場合には、貸付金の返還が免除されます。学業に専念しやすい環境づくりと、福祉分野の資格取得・就労に、ぜひこれらの資金をお役立てください。QRコードから、当該資金のページにアクセスできます。

福祉系高校修学資金

※本県は、六郷高等学校のみ対象

■貸付対象者

次の要件を全て満たす方

- ◇ 県内の福祉系高校に在学する方で、卒業後、県内の施設・事業所で介護職員として業務に従事する意思がある方
- ◇ 在学する福祉系高校の長の推薦を受けた方

■返還免除

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

- ✓ 福祉系高校を卒業後、1年以内に介護福祉士登録を行い、県内で3年間継続して当該業務に従事した場合



障害福祉分野就職支援金

■貸付対象者

次の要件を全て満たす方

- ◇ 介護職員初任者研修等の所定の研修を修了した方
- ◇ 秋田県福祉保健人材・研修センターに予め「障害福祉分野就職支援金利用計画書」を提出した方
- ◇ 県内の障害福祉施設・事業所において障害福祉職員として就職した若しくは就職することが決まっている方

■返還免除

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

- ✓ 県内の障害福祉施設・事業所で、2年間継続して障害福祉サービス業務に従事した場合



保育士修学資金

■貸付対象者

次の要件を全て満たす方

- ◇ 全国の指定保育士養成施設に在学している方で、卒業後、保育士登録を行い、県内の保育所・認定こども園・預かり保育をしている幼稚園等で保育業務に従事しようとする方
- ◇ 優秀な学生であつて、かつ、世帯の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる方
- ◇ 他の都道府県から本修学資金を借り受けていない方

■返還免除

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

- ✓ 養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等で5年間（過疎地域は3年間）継続して当該業務に従事した場合



介護福祉士修学資金

■貸付対象者

次の要件を全て満たす方

- ◇ 全国の介護福祉士養成施設に在学する方で、卒業後、県内で介護福祉士として介護業務に従事する意思がある方
- ◇ 学業成績が優秀であり、経済的理由等により、貸付が必要と認められる方
- ◇ 過去に同種の貸付制度を利用したことがない方

■返還免除

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

- ✓ 養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士登録を行い、県内で5年間（過疎地域は3年間）継続して当該業務に従事した場合



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

■貸付対象者

次の要件を満たす方

- ◇ 各自治体が実施する「高等職業訓練促進給付金」の受給者

■返還免除

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

- ✓ 養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に就職し県内で取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合



児童養護施設退所者等に対する自立支援資金

■貸付対象者

次の要件を満たす方

生活支援費：児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、大学等に在学する方（以下「進学者」という。）

家賃支援費：進学者及び児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、就職している方

資格取得支援費：児童養護施設等の入所者又は里親等に委託中の者及び進学者のうち、就職に必要な資格取得を希望する方

■返還免除

次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

- ✓ **生活支援費・家賃支援費：**5年間就業を継続した場合（進学者は、大学等を卒業後1年以内の就職が要件）
- ✓ **資格取得支援費：**2年間就業を継続した場合



設立70周年
令和4年度

秋田県社会福祉大会を開催

10月27日、県社会福祉大会を開催しました

今年度の秋田県社会福祉大会は、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会の創立70周年を記念して、「あきた芸術劇場ミルハス」（去年9月にグランドオープン）において、令和元年度以来3年ぶりに開催しました。

◆秋田県知事表彰（社会福祉功労者）222名、9団体

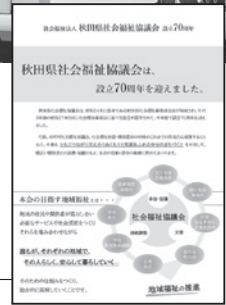
- 民生委員・児童委員：165名
代表受領・謝辞 仙道 進 様
- 社会福祉施設の長及び従事者：47名
代表受領 加藤 直美 様
- 社会福祉団体関係者：10名
代表受領 白岩 和弘 様
- 社会福祉奉仕者及び奉仕団体：9団体
代表受領 在宅福祉ボランティア会 様

◆秋田県社会福祉協議会会長表彰 97名、3団体

- 社会福祉功労：47名
代表受領 鈴木 諄一 様
- 社会福祉奉仕者・団体功労：1名3団体
代表受領 高齢者生産活動グループ寿会 様
- 永年勤続表彰：49名
代表受領 遠藤 正美 様



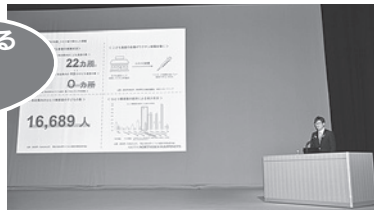
70周年記念資料



大会宣言：藤里町社会福祉協議会 菊池まゆみ会長

プロスポーツチームによる
常設の子ども食堂
「みんなのテーブル」

秋田ノーザンハピネッツ株式会社
経営企画室 小原諒平 様



多世代交流拠点 みんなの
お家「だんらん」での
子ども食堂「いちごいちえ」

小坂町社会福祉協議会
子ども支援サポーター
和田由香 様



実践発表

みんなが集まるお家とテーブル
～子育て家庭を応援する取組

子どもの居場所づくりが全国的に広がる中、県内においても、個人や企業、団体により多様な取組が行われています。

秋田県社会福祉協議会ではそうした活動を促進するため、支援団体による「あきた子ども応援ネットワーク」を構築しました。大会では、子ども食堂を運営する2団体の取組を発表していただきました。

記念講演

持続可能な
地域共生社会の実現に向けて



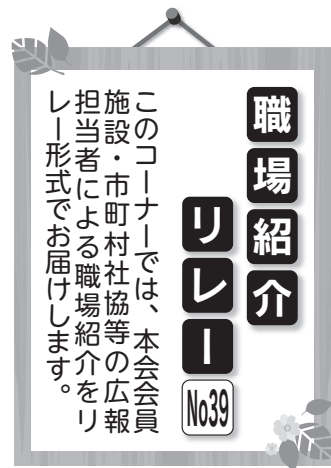
慶應義塾大学
経済学部教授
駒村康平 様

記念講演では、人口減少により過疎化が進む本県における課題と、未来の可能性についてご講演いただきました。

駒村先生からは、「様々な指標を分析すると、本県は、自然の豊かさ、子どもの学力の高さ、住民同士の信頼感の高さなどの要素から、北欧のような幸福度の高い地域になる可能性が大いにある。ただし、そこに至るまでには新たな発想・多様性の受入れ（若者、よそ者等の受入れ）、ジェンダー平等（女性の参画）等が求められる。」という趣旨の指摘がありました。

そして、社会福祉協議会や福祉関係者に対して、「地域共生社会の実現に向けて「社会のしんがり」としての役割を果たしてほしいとの励ましの言葉をいただきました。

令和5年度・県社会福祉大会（予定）
10月30日（月）「あきた芸術劇場ミルハス」



「介護ロボットと
24時間シートの併用による
相乗効果を目指して」
特別養護老人ホームはなみずき
施設長補佐 石川 淳

当施設は、平成26年7月にユニット型の特別養護老人ホームとして開設いたしました。法人理念に掲げている「一人ひとりの思いに寄り添い、心を込めて支え合う」をもとに、自宅からの暮らしが継続したものとなるようケアに取り組んでいます。

現在は、60人の方々が1ユニット10人単位で生活しています。ユニット内は、全室個室でプライバシーに配慮された設備となっており、リビングには採光に配慮した大窓があるほか、外気や自然を感じられる環境となっています。

た、家具等を配置してあることで家庭的でアットホームな空間となっています。

この中で、前述のとおり、暮らしが継続したものとなるように当施設では「24時間シート」を一つのツールとして導入しています。これは、個々の「生活リズム」、「意向や好み」、「自分ができること」、「サポートが必要なこと」について、聴取した内容を24時間軸に落とし込み、ケアに活かしていくものです。

また、令和4年2月より全室に介護ロボット(眠りスキャン)を導入しました。これには主に三つの機能があります。

一つ目は、ベッド上での入居者の状態(睡眠・覚醒)をモニターを通して、リアルタイムで確認することができ、例えば、認知症状態の進行により睡眠時間に乱れのある方の場合には、測定した睡眠状況のデータを医師に伝えることで、より具体的に入居者の情報を共有することが可能となりました。また、これまで、夜間帯など入眠中に巡回することで、入居者の睡眠の妨げとなることもありましたが、モニターを確認しながら入室することで安眠の確保につながっています。

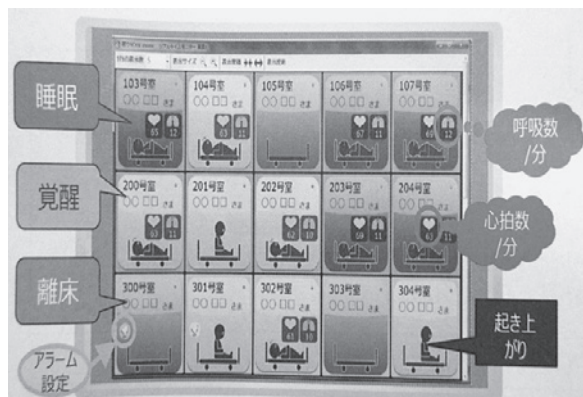
二つ目に転倒リスクがある方に

関しての通知機能です。覚醒、起き上がり、離床と、個々のリスクに合わせた通知設定が可能で、ケアの優先順位の目安にすることで介護職員の負担軽減につながっています。

三つ目に、ベッド上での呼吸数及び心拍数の計測が可能であり、健康管理の目安として確認が容易となりました。

このように、「生活リズムの把握」「転倒防止」「健康管理」といった大きく三つの機能があります。

今後も、この機能と24時間シートを併用し、入居者の暮らしがより豊かなものになるようフルに活用していきたいと考えています。



モニター画面の様子

技術と信頼で明日を拓く



互大設備工業株式会社

代表取締役 脇 屋 憲 一

本社/秋田市添川字境内川原228-27

TEL.018(833)9270・FAX.018(834)6304

皆様の善意

【令和4年10月1日から12月21日まで】

◎**金**寄附◎

● 匿名 様

15,000円

● 秋田県立増田高等学校

生徒会執行部 様

20,000円

● 住友生命保険相互会社

秋田支社 様

26,250円

● アフラック

秋田県アソシエイツ会 様

150,000円



アフラック秋田県アソシエイツ会 様

● タプロス株式会社 様

100,000円



タプロス株式会社 様

● 秋田県火災共済協同組合 様

163,025円



秋田県火災共済協同組合 様

● 高橋 恵子 様

30,000円

● 秋田県ヤクルト連合会 様

400,000円



秋田県ヤクルト連合会 様

● 有限会社共友建設 様

《指定寄附金》

←

あきた子ども応援ネットワークを通じて登録団体6か所へ

◎**物品**預託等◎

● 一般社団法人生命保険協会

秋田県協会 様

《高齢者支援募金 各7万5千円》

←

高齢者支援を実施する2団体へ

● 株式会社ツルハホールディングス 様

《クラシエホールディングス株式会社

《スタンダードタイプ車椅子10台》

←

県内の高齢者・障害者福祉施設

設10か所へ

● 株式会社秋田放送 様

《点字カレンダー 250部》

←

秋田県視覚障害者福祉協会及び視覚障害者関係福祉施設・

学校3か所へ



株式会社秋田放送 様

◎**災害遺児愛護基金事業への**寄附◎

● 金 康宏 様

10,000円

● 由利本荘市東部地区

民生児童委員協議会 様

21,000円

● 秋田春光懇話会 様

38,894円

● ギャラリー杉 様

180,000円

● 匿名 様

26,000円

● 秋田市八橋地区

民生児童委員協議会 様

10,000円

● デイリーヤマザキ湯沢関口店

お客様御一同 様

11,640円

● 秋田県労働福祉協議会 様

100,000円



秋田県労働福祉協議会 様

● 株式会社秋田銀行 様

103,546円



株式会社秋田銀行 様

寄附に関する問合せ先

総務企画部 総務・企画情報担当

TEL(018)864-2712

ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>

令和4年度

全社協 保育所・認定こども園の損害補償

スケールメリットを活かした充実した補償と割安な保険料です。



◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

セットプラン

保険金額	基本セットプラン	天災セットプラン	基本セットプラン	天災セットプラン
身体賠償 (1名・1事故)	1億円・7億円	2億円・10億円	死亡保険金	121.2万円 / 108万円
財物賠償 (1事故)	1,000万円	1,000万円	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%~100%
受託・管理財物賠償 (期間中)	200万円	200万円	入院保険金 (1日あたり)	1,700円 / 1,500円
うち現金支払限度額 (期間中)	20万円	20万円	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
人格権侵害 (期間中)	1,000万円	1,000万円	通院保険金 (1日あたり)	1,100円 / 1,000円
事故対応特別費用 (期間中)	500万円	500万円	天災補償	なし / あり
被害者対応費用	1名につき 5万円限度 1事故 10万円限度			

個別プラン

プラン1 保育所業務の補償

① 基本補償

- オプション1 ● 地域子育て支援拠点事業等補償
- オプション2 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

NEW

● オプション5 施設の感染症対応費用補償

- 休業補償から各種対応費用までワイドな安心
- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
 - ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用などの費用を幅広く補償
 - ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

② 個人情報漏えい対応補償

③ 保育所の什器・備品損害補償

新型コロナウイルスを含む特定感染症に対し、新たなオプションが追加されました



プラン2 保育所利用者の補償

- ① 園児の傷害事故補償
- ② 来園者の傷害事故補償
- ③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 職員等の補償

- ① 職員の労災上乗せ補償
- ② 役職員の傷害事故補償
- ③ 役職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償

プラン4 法人役員等の補償

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（賠償責任保険、サイバー保険、学校契約団体傷害保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険）です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「保育所・認定こども園の損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社 TEL: 03(3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

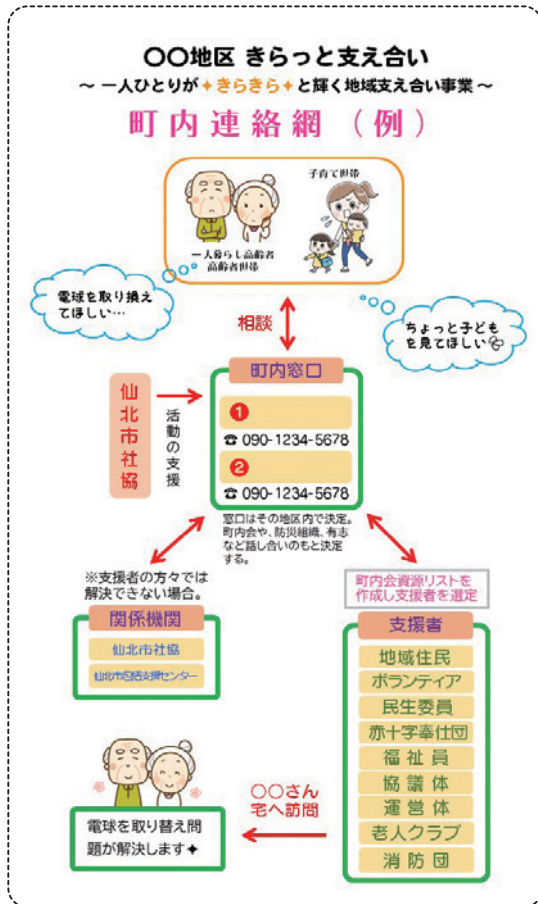
取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ21-12225 から抜粋)

図1



地域の力を集結!

地域では様々な役割を担い、活躍している方々がたくさん生活しています。本会では、民生委員や消防団、赤十字奉仕団等、日頃から

ボランティアを成して地域へ周知し、困りごとがあった際には、窓口の方へ連絡し、直接窓口の方が活動したり、場合によっては支援者へ繋ぎ、困りごとを解決するという流れになります(図1)。(※活動はすべてボランティア)

仙北市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が現在重点事業の一つとして進めている「きらっと支え合い事業」をご紹介します。

ボランテニア活動を行っている方などの力を集結し、「地域の困りごとを地域で解決する」仕組みづくりを進めています。

具体的には、地域の連絡網を作成して地域へ周知し、困りごとがあった際には、窓口の方へ連絡し、直接窓口の方が活動したり、場合によっては支援者へ繋ぎ、困りごとを解決するという流れになります(図1)。(※活動はすべてボランティア)

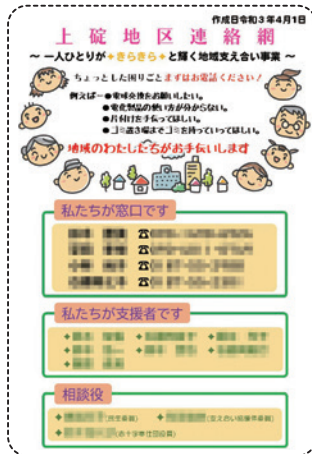


社協のいま
仙北市社会福祉協議会

秋田県内各地の社会福祉協議会から、最新の情報をお届けします!

企業の参画!

何かあった際には「地域の人がちが支えてくれる」という安心感を持って生活していただくことがこの事業の最大の目的です。



現在、市内では、5地区で展開しており、有志の方々(表紙の写真)、町内会、自主防災組織などを核にして様々な形で連絡網を作成しています。決まった形はなく、その地区に合ったそれぞれの工夫をしています。

そして困りごとの相談は高齢者に限らず、若い世代でもできるよう、作成した連絡網はその地区すべての世帯へ配布しています。

初めてとなる連絡網は角館町上稔地区で完成しました。(実際に配布した連絡網です←)

今後は、地域の学生からもこの連絡網へ入っていただき、例えばスマートフォンを使い方を高齢者へ教えたり、災害の際には、避難していない高齢者がいないかという確認を窓口や支援者のメンバーが担うなど、教育の側面や災害へも役立てていきたいと考えています。

このように「きらっと支え合い事業」を主軸に、地域が一丸となり一人ひとりが+きらきら+と輝き、活躍できる仙北市を目指していきたいと思えます。

令和3年4月からスタートしたこの事業は、幾度となく地域へ出向き、説明や連絡網の完成に向けた調整などで、地域の方々との交流やご縁がたくさん生まれました。そして、令和4年11月に完成した連絡網に、初めて企業の参画を得ることができました。日中は企業が窓口となり、夕方からは仕事から帰宅した若い世帯が支援するという連絡網が完成しました。

現在展開している地区では、連絡網を通し様々な相談が寄せられ、地域の集結した力が困りごとを解決しています。

今後は、地域の学生からもこの連絡網へ入っていただき、例えばスマートフォンを使い方を高齢者へ教えたり、災害の際には、避難していない高齢者がいないかという確認を窓口や支援者のメンバーが担うなど、教育の側面や災害へも役立てていきたいと考えています。

このように「きらっと支え合い事業」を主軸に、地域が一丸となり一人ひとりが+きらきら+と輝き、活躍できる仙北市を目指していきたいと思えます。

現在展開している地区では、連絡網を通し様々な相談が寄せられ、地域の集結した力が困りごとを解決しています。

今後は、地域の学生からもこの連絡網へ入っていただき、例えばスマートフォンを使い方を高齢者へ教えたり、災害の際には、避難していない高齢者がいないかという確認を窓口や支援者のメンバーが担うなど、教育の側面や災害へも役立てていきたいと考えています。

このように「きらっと支え合い事業」を主軸に、地域が一丸となり一人ひとりが+きらきら+と輝き、活躍できる仙北市を目指していきたいと思えます。

現在展開している地区では、連絡網を通し様々な相談が寄せられ、地域の集結した力が困りごとを解決しています。

今後は、地域の学生からもこの連絡網へ入っていただき、例えばスマートフォンを使い方を高齢者へ教えたり、災害の際には、避難していない高齢者がいないかという確認を窓口や支援者のメンバーが担うなど、教育の側面や災害へも役立てていきたいと考えています。